

令和3年第11回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年11月4日（木）午後2時00分から午後3時20分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 若尾 英夫、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 奥村 富雄、 栗本 京治、 樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
事務局	事務局長 高井美樹、課長 杉山尚示、係長 金澤 貴、再任用職員 前田 晃
議案	<p>第57号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第58号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第59号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第60号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について</p> <p>第61号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和3年第11回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより令和3年第11回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	【異議なしの声多数あり】
議長	それでは、5番奥村久光委員、8番玉木武義委員の両名を指名します。
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第57号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	日程第2、議案第57号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権

移転申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転2件です。

受付番号1番は、徳野南の方と兼山の方との間における売買による所有権移転です。

下恵土地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、神奈川県厚木市の方と若葉台の方との間における売買による所有権移転です。

菅刈、東帷子地内において、譲受人は申請地を取得して新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

農機具は、妻の実家である犬山市のものを借用して耕作されます。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、下恵土お願いします。

中村委員 農業委員3番の中村が報告します。

受付番号1番は、可児駅西にある田で現地確認時耕作されていました。隣接農地所有者が売買により取得され耕作を継続されるため、問題ないと思います。

議長 続きまして受付番号2番、菅刈お願いします。

奥村(久)委員 農業委員5番の奥村が報告します。

譲渡人は遠方に住んでおり可児市に帰る予定もないことから、可児市の住宅と農地を一括で売買を希望され、譲受人は住宅と農地を一括購入することで話がまとまり、今回の申請となったようです。

現況農地は耕作できる状況にあり問題ないですが、水利管理等で地元への説明や協議が必要と思います。

議長 東帷子、補足説明はありますか。

奥村(久)委員 農地の所在地は違いますが、譲渡人が一括売買される農地で耕作できる状況にあり問題ないと思います。水利利用については、地元水利組合と調整してもらえればよいと思います。

玉木委員 譲受人は、経営面積が0で、新規取得できるのですか。

佐橋委員 新規取得でも3反以上所有となれば取得、所有できます。

大澤委員 今回は、新規ですが、一括取得で所有面積が3反以上になるので大丈夫です。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見なしの声あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

本案件について、許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、本案件は許可することに決しました。

議 長 続きます。日程第3、議案第58号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務 局 なお、受付番号2番、3番の案件が、日程第4、議案第59号、農地法5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号9番、10番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第3、議案第58号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今日は、4件の申請があります。

併せて、5条も審議いただきますので、日程第4、議案第59号、農地法5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について一部説明します。

内訳は、売買による所有権移転9件、贈与による所有権移転5件、使用貸借権の設定4件の合計18件です。その内2件を説明します。

受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、1棟の共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号2番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して1棟の共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

この案件は、4条受付番号3番、5条受付番号9番、10番と同時申請案件となります。令和3年2月9日に農振除外となっております。

受付番号3番は、土田の方が一時転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して工事中仮設通路を整備するとのことです。

立地基準判定は、農振農用地ですが、共同住宅建築に伴う一時的な工事中車両仮設進入路としての利用であり、農振除外申請の必要はありません。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、小堤を設置するとのことです。

関連案件である5条受付番号9番、10番について説明します。

5条受付番号9番は、柿下の方と土田の方が売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して共同住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成29年1月20日農振除外済み。目的及び転用事業者の変更手続き済みです。

5条受付番号10番は、柿下の方と土田の方が、使用貸借権の設定で、一時転用許可を求めめるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して工事用仮設通路を整備するとのことです。

立地基準判定は、農振農用地ですが、共同住宅建築に伴う一時的な工事用車両仮設進入路としての利用であり、農振除外申請の必要はありません。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、小堤を設置するとのことです。

戻りまして、4条受付番号4番は、土田の方が農地転用許可を求めめるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して自宅への進入路、庭敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、申請地より隣接農地が高いとのことです。

昭和年月日不詳から住宅敷地として利用しているため、経緯書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、下恵土お願いします。

中村委員 農業委員3番の中村から現地確認の報告をします。

可児市文化創造センター、アーラの南にある農地で、西側は4mほどの道路に接しており、雨水排水は、東に土地改良水路があり、水道、下水道ともに整備されており問題ないと思います。一部農地を残され畑地転換されますので、今後は耕作状況を確認していく必要があります。

議長 受付番号2番、3番と関連案件の第5条第1項受付番号9番、10番及び第4条第1項受付番号4番、土田お願いします。

佐橋委員 推進委員2番佐橋から現地確認の報告をします。

4条受付番号2番と5条受付番号9番は、申請地を一体利用して共同住宅1棟を建築する計画で転用申請された案件です。土地改良エリア内で水道、下水道とも整備されていませんが、下水は合併浄化槽を設置され、土地改良排水路への排水同意を得ています。水道は近くの市道に敷設されている水道管から自費工事で引き込みをされる計画です。隣接する水路については、防草シートを敷設される計画となっています。東側農地の排水については、敷地内に排水路を新設され西側の排水路に接続される計画で、問題ないと思います。

また、4条受付番号3番と5条受付番号10番は、申請地を一体利用して共同住宅建設時の仮設進入路として一時転用される申請です。工事完了後に農地に戻されるため問題ないと思います。

一時転用後に、耕作放棄地になる可能性があるため、監視が必要な農地です。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

中 村 委 員 共同住宅を建築される東側の農地の排水先はどこですか。

佐 橋 委 員 共同住宅建築敷地の南側に排水路を作る計画となっています。

中 村 委 員 新設される排水路の管理は誰がされますか。

佐 橋 委 員 排水路は、暗渠として整備されるため、管理は必要ないと思います。

中 村 委 員 暗渠であっても、管理者を決めておいた方が、いいと思います。

佐 橋 委 員 通常は利用者や土地所有者が管理しています。

中 村 委 員 今後のトラブルを防ぐためにも、管理者をしっかりと決めるよう指導した方が、いいと思います。

佐 橋 委 員 今回敷設される暗渠は、30 cmと大きいので大丈夫だと思いますが、地元委員として指導をします。

議 長 合併浄化槽を設置するとなっていますが、排水先は大丈夫ですか。

佐 橋 委 員 西側に土地改良管理の排水路があり、土地改良管理者が同意をしており、大丈夫です。

大 澤 委 員 今回の申請では、東側に農地が残り排水先について住宅敷地の中に暗渠で排水管を敷設し、排水先を確保して隣接者に説明、承諾を得ているようなので、排水について問題ないとして処理していいと思います。

議 長 他に何かご意見、ご質問等はございませんか。

小 林 委 員 4条受付番号4番をお願いします。

農 業 委 員 4番小林から現地確認の報告をします。

農 地 法 4条受付番号4番については、事務局から説明がありましたが、経緯書、始末書が提出されており、父親の代から、庭、進入路として利用しており追認をお願いするもので、現況のままで問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 **【質疑なしの声多数】**

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 案 第 58号及び第59号受付番号9番、10番について、それぞれ許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 **【異議なしの声多数】**

議 長 異議ないものと認め、議案第58号及び第59号受付番号9番、10番は、許可相当として市に進達することに決しました。

続きます。日程第4、議案第59号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号1番から8番、11番から18番を議題といたします。

なお、受付番号15番の案件が、日程第5、議案第60号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第4、議案第59号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

今回の申請の内訳は、18件ですが、先ほど2件の審議はしていただきましたので、残りの16件について説明します。

併せて、日程第5、議案第60号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

内訳は、売買に取る所有権移転1件です。

それでは、5条、受付番号1番について説明します。

今渡の方と川合の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接農地が5条申請地となります。

受付番号2番から5番は、転用事業者は違いますが隣接地で転用目的が全て庭となるため併せて説明いたします。

全ての案件が、今渡の方と川合の方が贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地すべてが5条申請地となり、農地は残りません。

受付番号6番は、川合北の方と川合の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で隣接地を一体利用して倉庫、庭敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのことです。

平成30年3月頃から庭として利用しているため、始末書が提出されています。

この案件は、隣接地の転用申請時に違反転用を発見し、是正処置により申請された案件です。

受付番号7番は、広見の方と土田の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は川合地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロック壁

を設置するとのことです。

受付番号8番は、広見の方と土田の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は川合地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号9番、10番は、先ほど審議いただきました。

受付番号11番は、土田の方と土田の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は土田地内で隣接地を一体利用して駐車場、進入路の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのことです。

平成12年4月頃から通路として利用しているため、始末書が提出されています。

令和3年8月17日農振除外済みです。

受付番号12番は、東帷子の方外4名と名古屋市東区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は東帷子地内で31棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種と第3種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

開発協議の対象案件となり都市計画法、まちづくり条例の申請済みです。

令和3年2月9日農振除外済みです。また、転用事業者及び転用目的の変更手続き済みです。

受付番号13番は、神奈川県厚木市の方と若葉台の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、隣接地を一体利用して駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

受付番号 14 番は、各務原市の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種、第3種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

平成年月日不詳から資材置場として利用しているため、始末書が提出されています。

令和2年7月21日農振除外済みです。目的及び転用事業者の変更手続き済みです。

受付番号 15 番は、事業計画変更受付番号 1 番と関連しますので併せて説明します。

土田の法人と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可と事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。申請地は造成済みとなっています。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロック壁により防ぐとのことです。

令和31年3月18日農振除外済みで、令和2年5月15日5条許可済みです。

事業計画変更内容は、当初事業者は、転用許可を受け造成まで完成させたところ、事業継承者より、土地を譲ってほしいとの強い要望を受けたため事業を中断して譲渡することにした。事業継承者は、譲り受けた土地に分譲住宅1棟を建築したいとのことです。

受付番号 16 番は、大森の方と多治見市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、大森地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び玉石を設置するとのことです。

東側で同時に進入路として農業用施設届と畑地転換の届出があり、同時に施工される計画です。

受付番号 17 番は、愛知県安城市の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して駐車場を整備するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地には農地はありません。

平成11年1月頃から店舗を建築して利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号18番は、石井の方外1名と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は石井地内で、6棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

開発協議の対象案件となり都市計画法の申請済みです。

令和3年8月17日農振除外済みです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番から8番、川合お願いします。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤が受付番号1番から5番の案件について報告します。

受付番号1番から5番は同一地ですから併せて説明します。

川合墓地と5軒の住宅の間にある農地で、それぞれが住宅の庭として取得されます。

庭として利用のため、雨水は自然浸透として処理される計画となっており、問題ないと思います。

大澤委員 農業委員2番の大澤が受付番号6番の案件について報告します。

農地転用許可を得て個人住宅を建築したが、今回の申請地を無許可で住宅敷地として利用していた。西側隣接地で農地転用が提出され、現地確認時に発見したため、指導して始末書を添付して申請された案件です。現地は倉庫を建て庭として使用されており、問題ないと思います。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤が受付番号7番、8番の案件について報告します。

受付番号7番の案件は、岐阜県東部広域水道事務所川合浄水場の近くの農地を分譲住宅4棟に転用する申請で、土地改良区の同意書もあり、上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝へ排水となっており、問題ないと思います。

受付番号8番の案件は7番の近くで、分譲住宅4棟に転用する申請で、平成26年に5条許可を得ていたが2年後に取消をされ、再度の申請です。土地改良区の同意書もあり、上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝へ排水となっており、問題ないと思います。

議長 受付番号11番、土田お願いします。

小林委員 農業委員4番の小林が受付番号11番の案件について報告します。

受付番号11番は、道路より低い位置に宅地があり、平成12年4月頃より住宅への進入路として使用しており始末書が提出されています。雨水排水は土地改良区排水路となっており、土地改良区の同意書も提出されており、問題ないと思います。

議長 受付番号12番、13番、東帷子お願いします。

勝野委員 推進委員3番の勝野が受付番号12番、13番の案件について報告します。

受付番号12番は、JAめぐみの帷子支店の道路を挟んだ農地で、近くには南消防署西可児分署、眼科や歯科医院があります。現地は以前から耕作放棄地となっており一団の農地に分譲住宅31棟を建築する転用申請です。申請地上部にある溜池からの農業用水は、申請地の両サイドに水路があり、水路、道路ともに転用、開発エリア外であり、利用しないと土地改良区役員に確認しました。隣接地に農地は無く、問題ないと思います。

受付番号 13 番は、住宅を購入する際に進入路の両側が駐車場敷地として利用されていたため、始末書を提出しての転用申請です。現状は駐車場として利用されており、問題ないと思います。

議長 受付番号 14 番、塩をお願いします。

若尾委員 農業委員 6 番の若尾が受付番号 14 番の案件について報告します。

受付番号 14 番は、塩公民館北にある農地で、転用許可を得ないで資材置場として利用されていたため、始末書を提出しての転用申請です。一部農地が農振農用地で自動車整備工場として除外された農地でしたが、今回は分譲住宅に変更しての転用許可申請です。

上下水道ともに整備されており、雨水は、転用地内に道路側溝を敷設し既設の側溝へ排水する計画となっており、問題ないと思います。

議長 受付番号 15 番及び事業計画変更受付番号 1 番、下切をお願いします。

玉木委員 農業委員 8 番の玉木が受付番号 15 番及び事業計画変更受付番号 1 番の案件について報告します。

受付番号 15 番と事業計画変更受付番号 1 番については、同一地ですから併せて説明いたします。

2019 年 3 月に農振除外がされ、当初事業者が、5 条許可を得て分譲住宅を建築する計画でしたが、造成工事完了後、事業継承者から譲ってほしいと強い要望があり事業を中断して譲渡することになった。継承事業者は分譲住宅 1 棟を建築するとのことでした。

当初事業者が上下水道の引き込み工事を終了させ、造成工事も終了しており問題ないと思います。

議長 受付番号 16 番、大森をお願いします。

伊藤委員 農業委員 10 番の伊藤が受付番号 16 番の案件について報告します。

受付番号 16 番は、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築する申請です。残地の田については、畑地転換申請が同時に提出されており、今後も耕作されます。上下水道ともに整備されており、雨水排水については、前面市道への排水としており問題ないと思います。

議長 受付番号 17 番、広見をお願いします。

樋口委員 農業委員 13 番の樋口が受付番号 17 番の案件について報告します。

申請地は、平成 11 年から転用許可を得ずに店舗敷地として利用していたが、今回譲受人が売買により取得する際、一部農地であることが判明したため、始末書を提出しての転用申請です。自動車販売業駐車場として整備され利用されるため、周囲に農地は無く、転用されても問題ないと思います。

議長 受付番号 18 番、石井をお願いします。

三宅委員 推進委員 9 番の三宅が受付番号 18 番について報告します。

受付番号 18 番ですが、隣接する農地は無く転用については問題ないと思います。

南と北に土地改良水路があり、防草対策としてコンクリートを敷設される計画ですし、西側市道については、道路側溝がないため、側溝を敷設される計画ですから、実施について、見届けが必要な案件です。

議長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございません

か。

小林委員 受付番号 12 番の案件について、現地確認時に溜池の柵が高さ 1 メートルしかなく危険ではないかと意見がでた。また、堰堤についても、近年は耐震診断や耐震工事を実施していて、危険ではないかと意見が出ていた、対応はどうなるのか。

事務局 現地確認時に出た 2 点の意見については、開発協議の担当課へ報告しておきました。

議長 その他にご意見等はございませんか。

中村委員 受付番号 12 番の案件について、2 種農地で代替地検討がされていると説明があったが、代替地について、荒廃農地等の情報を把握している地元農業委員などへの相談はされているのか。

事務局 代替地検討については、市内で任意に探していただき、代替地検討資料の提出をお願いしています。

中村委員 代替地検討では、用途地域指定で住居地域などでは必要ないが、指定のない地域では、ルールを作ってはどうか。

事務局 代替地検討については、農地でなくてはだめなのかとして、山林や宅地など農地以外での検討をしてもらうことに視点を置いているので、明確なルールはできない。

議長 その他ご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議案第 59 号、受付番号 1 番から 8 番、11 番から 18 番及び議案第 60 号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 59 号、受付番号 1 番から 8 番、11 番から 18 番及び議案第 60 号は、許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第 6、議案第 61 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題とします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6、議案第 61 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

申請は 1 件です。

受付番号 1 番、石森の方が所有する石森地内の田です。

当該農地は、昭和 62 年頃まで耕作していましたが、昭和 62 年に倉庫を建築し、現在に至るとのことです。

隣接する宅地 477 m²と一体利用されています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。

栗本委員 受付番号 1 番、石森お願いします。

議長 農業委員 12 番、栗本が報告します。

議長 現地は元住宅があった周囲の農地で農業用倉庫が建築されており、今後も農地として使用する予定はないと確認しました。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

委員 長 【質疑なしの声多数】
意見も無いようですのでお諮りいたします。
本案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、本案件は承認することに決しました。

議長 長 続きまして、日程第7、議案第62号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。
(小林委員が退席)

事務局 日程第7、議案第62号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。
申請は、6件です。
受付番号1番から6番まで同一法人が使用貸借権を設定するもので併せて説明します。
名古屋市天白区の方外5名と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。
久々利、淵之上地内の該当農地について、令和6年11月までの3年間、利用集積を図るものです。

議長 長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 長 【意見・質疑なし】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
本案件については、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、本案件はこれを承認し、市に報告することに決しました。
(小林委員が着席)

議長 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。
はじめに、農地の適正管理の10月指導分について報告します。
別添資料1をご覧ください。(件数14件)
10月に近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。
次に農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出の10月届出分についてです。
別添資料2をご覧ください(件数3件)

下恵土、大森、石森で届出がありました。

次に農業用施設の届出の10月届出分についてです。

別添資料3をご覧ください。(件数3件)

土田で2件、大森で1件の届出がありました。

続きまして、10月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

今回は、11件の相続に伴う届出があり、田は20筆、面積15,302.82㎡、畑は35筆、面積8,100.95㎡で、田と畑の合計は55筆で、面積は23,403.77㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は11月29日の月曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和3年第12回農業委員会総会は、12月2日木曜日に午後の時間未定で庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

開催時間につきましては、決定後連絡いたします。

議 長

これをもちまして、令和3年第11回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。